

京都府障害者施策推進協議会聞こえの共生社会推進部会運営要領

(設置)

第1条 言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人との人が支え合う社会づくり条例第9条に定める事項について協議を行う場として、京都府障害者施策推進協議会第6条第1項の規定により、京都府障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に、聞こえの共生社会推進部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（1）聞こえの共生社会推進施策についての基本的な方針

（2）前号に掲げるもののほか、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する施策を実施するために必要な事項

2 部会は、前項の調査審議の内容を、府協議会に報告するものとする。

(構成)

第3条 部会は、協議会の会長が必要と認める者（以下「部会員」という。）により構成する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、協議会の会長が指名する。

3 部会長は、部会の会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集するものとする。

(秘密の保持)

第6条 部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 部会に関する事務は、健康福祉部障害者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

附則

この要領は、平成30年6月5日から施行する。